二

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八十四)	（略）		
(八十五)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第十七条に規定する敷地内の通路の構造 移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数） 移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項本文に規定する車椅子使用者用駐車施設の数、位置及び寸法 その他移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項 移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第七号に規定する移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
		各階平面図	階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 移動等円滑化促進法施行令第十四条第一項に規定する便所の位置及び構造

二

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八十四)	（略）		
(八十五)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第十六条に規定する敷地内の通路の構造 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造 車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数 移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置 車いす使用者用客室及び案内所の位置